

農林水産大臣

山本 有二 様

諫早湾干拓潮受堤防排水門の
開門問題に対する抗議文

平成29年4月26日

有明海再生に関する佐賀県関係者連絡会

諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門問題に対する抗議文

昨日、山本有二農林水産大臣から、長崎地裁の開門差し止め判決に対し、国が控訴をしないという判断をした旨の発表がなされたが、この判断に対しては、有明海の再生を願う地元佐賀県として驚きを禁じ得ない。

そもそも、国は開門調査を行うという福岡高裁の判決を受け入れ確定させており、開門を実行しなければならない立場にありながら、その義務を履行することなく今日に至っている。また、複数の訴訟が並立するという状況を積極的に解決していくという努力もこれまで十分にはなされていない。

このような国の姿勢は、いかがなものかと考える。

さらに、国が開門調査の実施を自らの意思で確定させたことを考えると、今回の長崎地裁の判決には控訴することが当然であり、大臣自ら進んで矛盾した状況に追い込むことは極めて理解に苦しむところである。

去る4月21日に、佐賀県関係者（知事、地元漁協の組合長、地元市長さらには県議会議員）で山本農林水産大臣に対し、控訴を行うようにとの緊急要請を行ってきたところだが、その要請が受け入れられなかったことは誠に残念な限りである。

控訴を行わないという国の判断は、堤防締め切り後20年もの長い間御苦勞をされてこられ、ただただ有明海の再生・水産振興を願っておられる漁業者の方々の気持ちを思うと、まさに受け入れられないものであり、有明海の再生を願う地元佐賀県として断固抗議する。

平成29年4月26日

有明海再生に関する佐賀県関係者連絡会

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県有明海沿岸市町水産振興協議会
会長（佐賀市長） 秀島 敏行



佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 徳永 重昭

